

損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査 集計結果

1. 実施日：2018年6月8日～2018年9月11日
2. 実施対象：各弁護士会の犯罪被害者支援に関する委員会委員等を中心とした全国の会員
3. 回答事件対象：損害賠償命令制度の施行（2008年12月1日）以降，同制度の対象となる事件に関し，担当した事件
4. 回答人数：129，回答総事件数：494（参考 2015年9月は83人，224件）
 ※設問への整合性の観点から，回答について集計時に一部整理を行っている。

問2 問1で回答の事件に対し，示談（申し入れられた場合を含む。）や訴訟，損害賠償命令等での損害賠償請求を検討したか

検討した	468	95.3%	(前回)	検討した	213	95.1%
検討していない	23	4.7%		検討していない	11	4.9%

問3 問2で「1 検討した」と回答した場合，弁護人に働きかけたり，被告人に直接請求するなど，実際に活動したか

活動した	412	88.0%	(前回)	活動した	195	91.5%
活動していない	56	12.0%		活動していない	18	8.5%

（活動していない主な理由）

被告人に資力がなく回収見込みがないため	25
弁護士費用の負担ができない	8
金銭の受け取りを拒否	3
被告人無資力，かかわりたくない	2
他の弁護士に依頼した	2
被告人が無資力で逆恨みも怖い	1
被害者と連絡途絶	1
否認事件であり通常訴訟へ移行することが明らかたため財産調査を先行した上で訴訟をしたかった	1
被害者の精神的苦痛が大きく立証できない	1

44

問4 問3で「1 活動した」と回答した場合，債務名義や示談書作成など一定の成果があったか

あった	363	88.3%	(前回)	あった	176	91.2%
なかった	48	11.7%		なかった	17	8.8%

問5 問4で「1 成果があった」と回答した場合，書面上の賠償額

平均額	932万円	(前回)	1634万円
-----	-------	------	--------

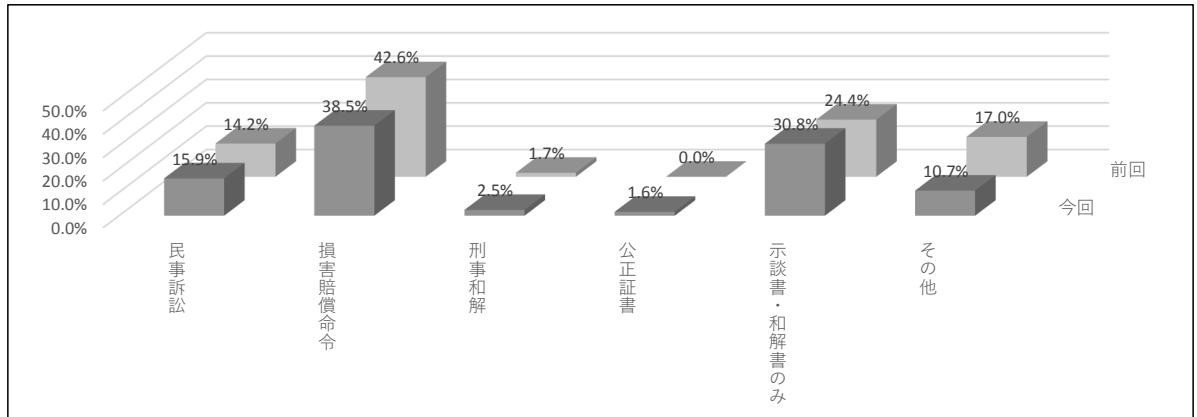
※金額は，千円以下は切り捨て

問6 問4で「1 成果があった」と回答し、損害賠償請求により債務名義を得た場合、その方法（当てはまる番号一つ）

1 民事訴訟	58	15.9%
2 損害賠償命令	140	38.5%
3 刑事和解	9	2.5%
4 公正証書	6	1.6%
5 示談書・和解書のみ	112	30.8%
6 その他	39	10.7%
1,2は和解・認諾を含む	364	100.0%

(前回)

	25	14.2%
	75	42.6%
	3	1.7%
	0	0.0%
	43	24.4%
	30	17.0%
	176	100.0%



受領書のみ	32	82.1%
供託された	3	7.7%
A D R	1	2.6%
損害賠償命令申立後、決定前に一部被害弁償金受領	1	2.6%
犯罪被害者給付金・見舞金を受領	1	2.6%
離婚訴訟において判決を得た	1	2.6%

39

問7 賠償に関する書面を作成した際（問5について回答した場合）、回収した金額

①全額	195	57.0%
②一部のみ回収	62	18.1%
③なし	85	24.9%

(前回)

①全額	70	42.7%
②一部のみ回収	39	23.8%
③なし	55	33.5%

★回収率の平均 62.2%
※回収率＝回収額/書面上の賠償額

★回収率の平均 49.9%

示談・和解・受領のみを除く回収率→ 40.8%

判決時期別 回収率	回収率	回収率(除く:示談・和解・受領のみ)
2008年12月～2015年9月	51.0%	34.8%
2015年10月～2018年9月	55.1%	40.9%

※判決時期の明記がないものを除いた

問8 問7で「1 全額」と回答した場合、回収に要した手続（複数回答可）

				(前回)	
①任意の支払があった。	192	100.0%	①任意の支払	70	98.6%
②強制執行を行った。	0	0.0%	②強制執行	1	1.4%

→ (①の場合、支払方法について)

				(前回)	
A一括	173	90.1%	A一括	60	90.9%
B分割	19	9.9%	B分割	6	9.1%

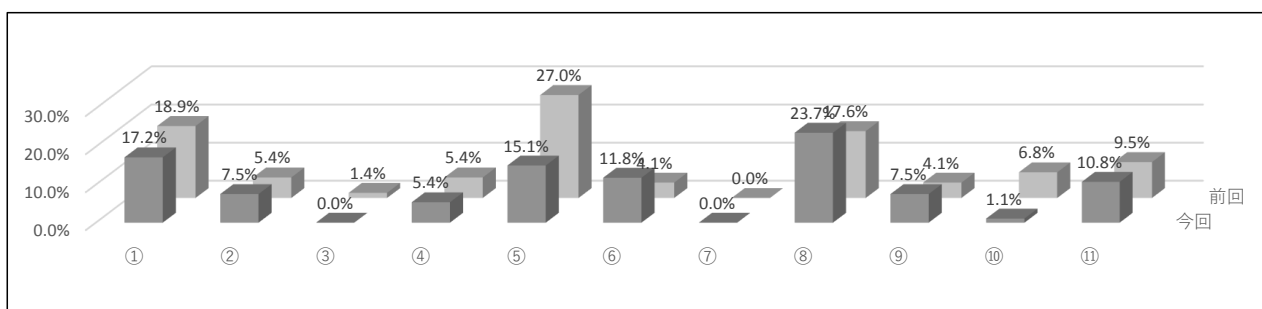
※ 19件は全て全額回収事案について報告であった

(B分割の場合、分割方法)

個人と法人で2回
4回
120万一括、80万を月払27回に分割
2回
初回 110万円 2回目～5回目 各5万円 6回目、7回目 各10万円
初回 110万円 2回目～5回目 各5万円
公判係属中に2回に分けて被害者代理人預り金口座に振込み
100万+10万×10
損害命令申立後に50万円、決定後に残額
毎月5万ずつ7回払い
毎月5万ずつ7回払い
頭金150万円、残りは半年ごとに50万円づつ5回払い
頭金40万、残りは毎月3万円ずつ21回払い
200万+100万
相手方の妻から損害賠償請求され、その訴訟の中で。三者で相談した
2回の分割振込送金 ①75万円、②25万円
2ヶ月ごとに25万 頭金130万
和解条項の通り

問9 「問7」で「2 一部のみ回収」と回答した場合、一部のみ回収に留まっている理由（複数回答可）

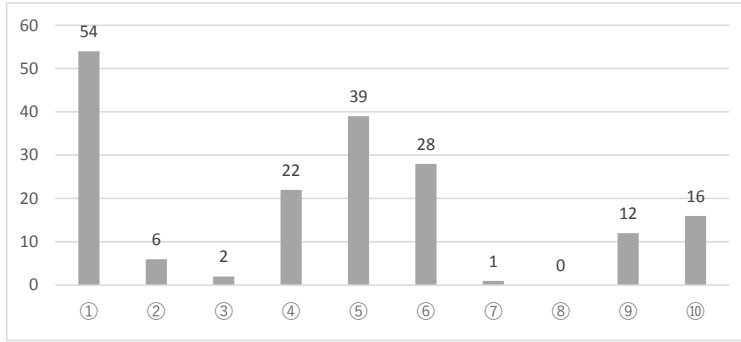
	今回	前回	前回	
① 債務者が一部任意の支払をした後、支払がなくなった。	16	17.2%	14	18.9%
② 強制執行手続きを取ったが、一部しか回収できなかった。	7	7.5%	4	5.4%
③ 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続きを取ることができなかった。	0	0.0%	1	1.4%
④ 債務者の財産が不明だったため強制執行手続きを取ることができなかった。	5	5.4%	4	5.4%
⑤ 債務者の資力がなく、強制執行による回収が期待できない。	14	15.1%	20	27.0%
⑥ 債務者に資力がなく、強制執行による回収が期待できない可能性が高い。	11	11.8%	3	4.1%
⑦ 金額が僅少であったため断念した。	0	0.0%	0	0.0%
⑧ 現在も分割で任意の支払が行われている。	22	23.7%	13	17.6%
⑨ 債務者が未回収分について任意の支払を誓約している。	7	7.5%	3	4.1%
⑩ 債権者が未回収分についての任意の支払いを求める交渉や強制執行手続きを希望しなかった。	1	1.1%	5	6.8%
⑪ その他	10	10.8%	7	9.5%
	93		74	



(⑪その他)

事件後、被告人が唯一の資産である不動産をたたき売ったことが判明し、購入した不動産会社相手に詐欺行為取消訴訟を準備した上、顧問弁護士と交渉し、一部回収。
分割金の支払い期日が未到来。
受傷の事実の立証が微妙だった（検察官立証）。
主犯は1円も支払をしていない。
強制執行手続きを取ったが空振りだった。
受刑中。
社会復帰していない人たちは出所後からの分割払いとなっている。
420万のうち、400万は社会復帰後3ヵ月経過した後から、毎月25万円ずつ支払うとの示談書の内容となっており、6年実刑判決であったため未だ支払の始月が到来していない。
債務者に資力が乏しいため長期の分割を内容とする公正証書を作成。約定どおりの支払継続中。
債務者が再犯し、服役。支払がなくなった。

問10 「問7」で「3なし」と回答した場合、全く回収できていない理由（複数回答可）



	今回	前回
① 債務者が任意の支払をしない。	54	33
② 強制執行手続を取ったが、不奏功だった。	6	3
③ 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取れなかった。	2	2
④ 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。	22	13
⑤ 債務者の資力がないことが明らかで、強制執行手続による回収が期待できない。	39	30
⑥ 債務者に資力がない可能性が高く、強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	28	16
⑦ 金額が僅少であったため断念した。	1	0
⑧ 債務者が任意の支払を誓約している。	0	4
⑨ 債権者が任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	12	2
⑩ その他	16	18
	180	121

> (⑨理由)

既に100万円の支払いを受けており、債務名義のみ当時は希望していた
手続費用以上の回収が期待できないから、報復もこわいから
費用の問題
回収可能性がないのに、弁護士費用がかかる。
加害者からの報復が怖い

> (⑩その他理由)

弁護士会照会で、預貯金調査を行ったところ残高がなかった。
現在受刑中で、出所後から支払う内容となっているから。
現在受刑中。出所後の分割払の約定だから。
実刑判決であったため、両親に支払いを求めたが、債務者は既に成人しており、本人が出所してから支払うと主張して拒絶された。
現在も交渉中（本人は受刑中）
犯給金申請中で結果待ちをしていた。
現在、被告人の1人が、交通事故の被害者として損害賠償請求訴訟を行っており、その債権を仮差押している。
通常の民事訴訟に移行して係属中。
損害賠償請求権を加害者の妻に仮差押された。
債務者（加害者）が実刑受刑中。
受刑中
受刑中のため
受刑中
重症病給付金が不支給であった
被害者に対する加害者の恨みが深く、加害者出所後のお礼まわりをおそれていた（実際にそのような手紙が来ていた）。強制執行できる立場を作っておけば、そのような干渉もなくなるだろうと思ひ、申し立てたものであり、もともと回収を想定していなかった。
長期の服役

問11 問9又は問10で「4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。」と回答した場合、財産開示手続を利用したか。

		(前回)			
①利用した	1	2.6%	①利用した	0	0.0%
②利用していない	38	97.4%	②利用していない	23	100.0%

問 1 2

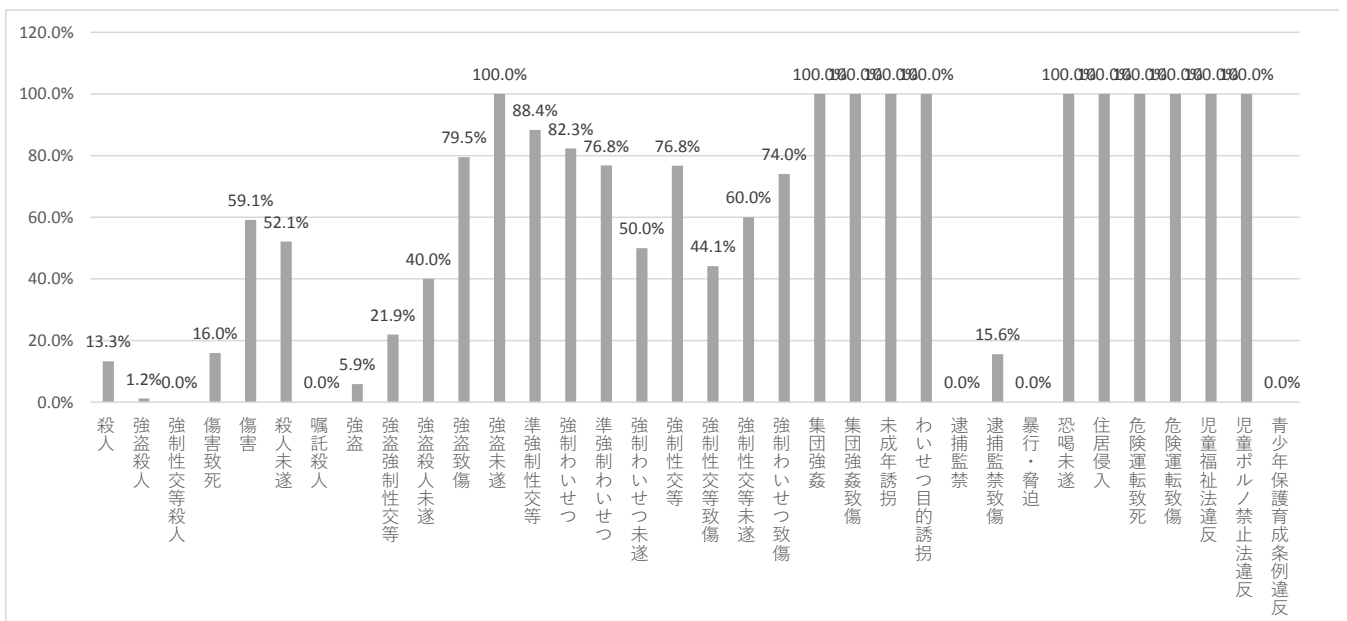
問 1 1 で「2 利用していない」と回答した場合、財産開示手続を利用しなかった理由（複数回答可）

1 そのような手続があることを知らなかった。	1	1.9%
2 手続を利用しても実行性がないと思った。	33	63.5%
3 手続が煩雑である。	5	9.6%
4 手続に時間がかかる。	3	5.8%
5 その他	10	19.2%
	52	

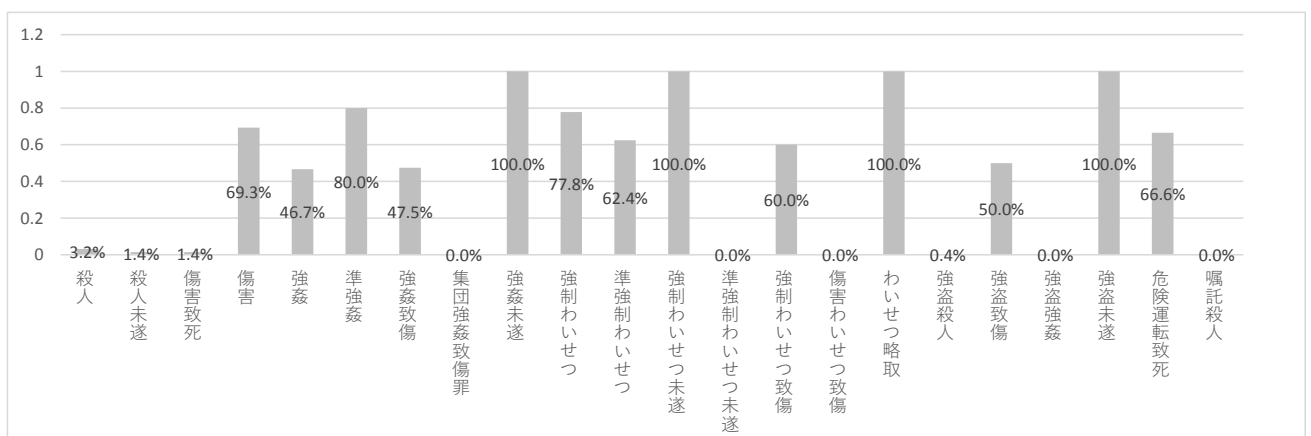
※前回は全ての回答が2

債権者が希望しなかった
手続に費用がかかる
仮執行宣言付。異議により訴訟移行
思いつかなかった。思いついたとしても財産がないことが予測され、弁護士費用を考えると意味がない
債務者（加害者）受刑中のため、出頭が見込めない
まず、差押をしてくれといわれるのがわかっていたので。
差押をしてくれといわれていたので。
弁護士に依頼する場合には、この手続だけでも費用がかかる。
生活保護受給者である。

検討 1 事件名（罪名）別 回収率平均

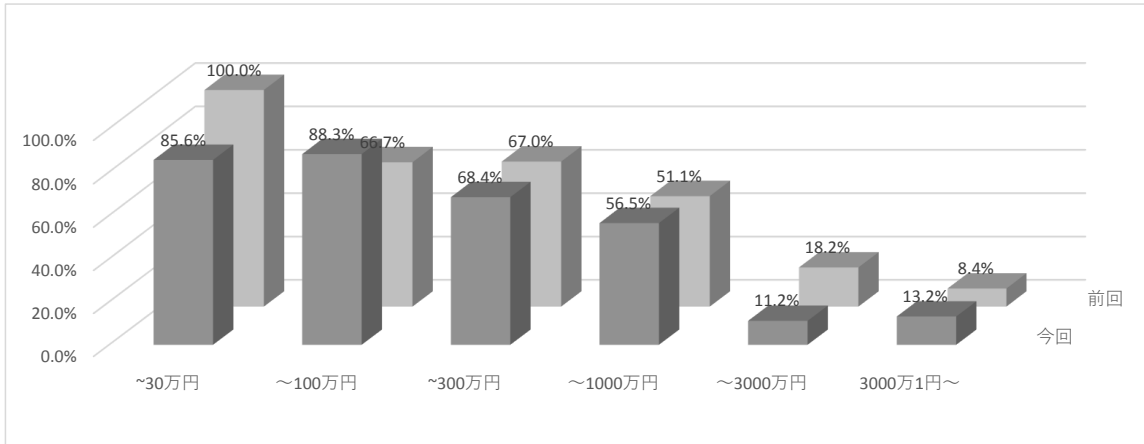


(前回集計)



検討2 書面上賠償額別 回収率平均値

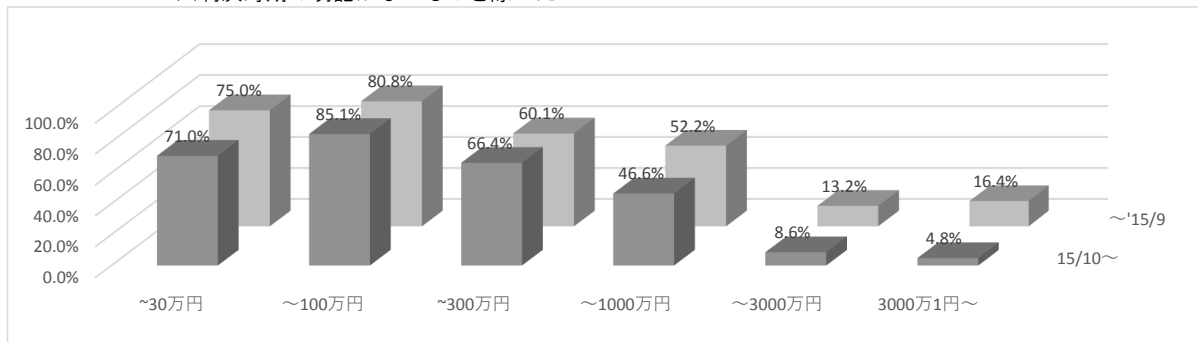
	~30万円	~100万円	~300万円	~1000万円	~3000万円	3000万1円~
前回	100.0%	66.7%	67.0%	51.1%	18.2%	8.4%
今回	85.6%	88.3%	68.4%	56.5%	11.2%	13.2%



判決時別

	~30万円	~100万円	~300万円	~1000万円	~3000万円	3000万1円~
~'15/9	75.0%	80.8%	60.1%	52.2%	13.2%	16.4%
15/10~	71.0%	85.1%	66.4%	46.6%	8.6%	4.8%

※判決時期の明記がないものを除いた

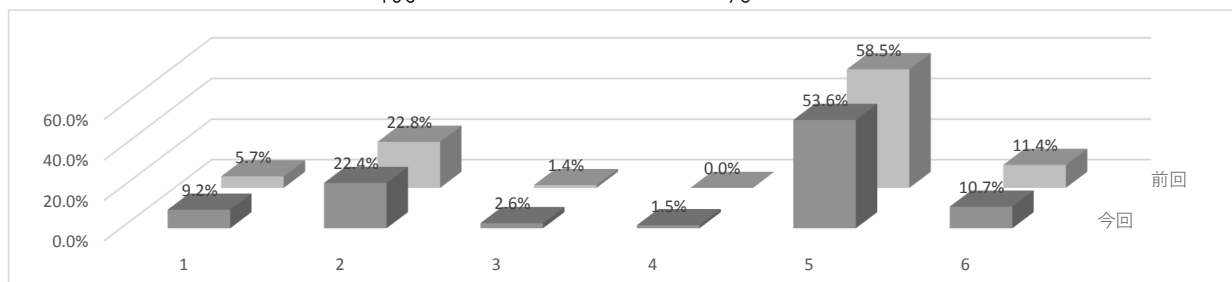


検討3 全額回収したケース(問7で「1全額」と回答)における賠償に関する書面(問6回答)の割合

① 民事訴訟の判決	18	9.2%
② 損害賠償命令	44	22.4%
③ 刑事和解	5	2.6%
④ 公正証書	3	1.5%
⑤ 示談書・和解書のみ	105	53.6%
⑥ その他	21	10.7%
	196	

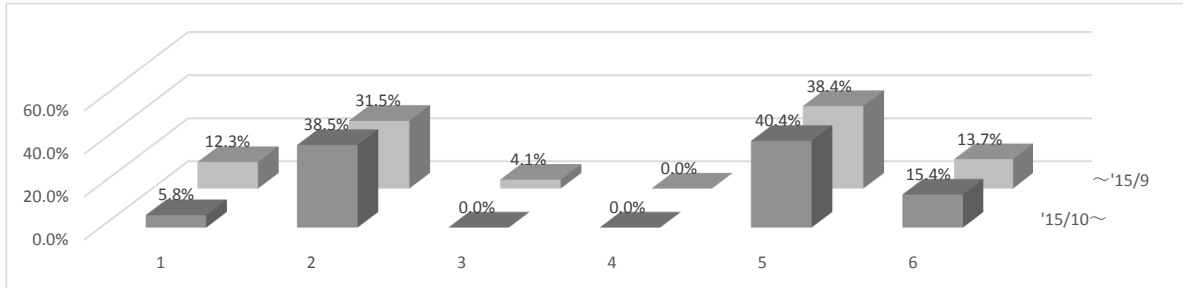
(前回)

	4	5.7%
	16	22.8%
	1	1.4%
	0	0.0%
	41	58.5%
	8	11.4%
	70	



判決特別	～2015/9		2015/10～	
① 民事訴訟の判決	9	12.3%	3	5.8%
② 損害賠償命令	23	31.5%	20	38.5%
③ 刑事和解	3	4.1%	0	0.0%
④ 公正証書	0	0.0%	0	0.0%
⑤ 示談書・和解書のみ	28	38.4%	21	40.4%
⑥ その他	10	13.7%	8	15.4%
	73		52	

※判決時期の明記がないものを除いた

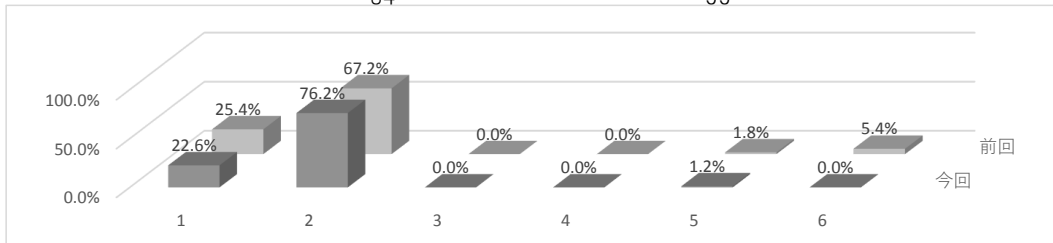


検討4 回収不能のケース(問7で「3なし」と回答)における賠償に関する書面(問6回答)の割合

① 民事訴訟の判決	19	22.6%
② 損害賠償命令	64	76.2%
③ 刑事和解	0	0.0%
④ 公正証書	0	0.0%
⑤ 示談書・和解書のみ	1	1.2%
⑥ その他	0	0.0%
	84	

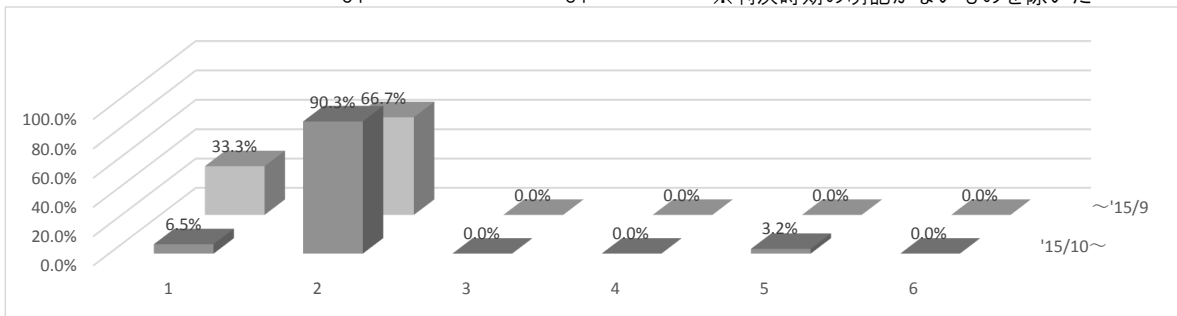
(前回)

	14	25.4%
	37	67.2%
	0	0.0%
	0	0.0%
	1	1.8%
	3	5.4%
	55	



判決特別	～2015/9		2015/10～	
① 民事訴訟の判決	17	33.3%	2	6.5%
② 損害賠償命令	34	66.7%	28	90.3%
③ 刑事和解	0	0.0%	0	0.0%
④ 公正証書	0	0.0%	0	0.0%
⑤ 示談書・和解書のみ	0	0.0%	1	3.2%
⑥ その他	0	0.0%	0	0.0%
	51		31	

※判決時期の明記がないものを除いた



A 事件名 (罪名)	総数	問 2		問 3		問 4		問 5
		1 した	2 していない	1 した	2 していない	1 あった	2 なかった	問 4で「1 成果があった」と回答された場合、書面上、賠償額はいくらになりましたか。
殺人	50	41	9	28	13	25	2	33,227,357
強盗殺人	8	8	0	5	3	4	1	66,717,500
強制性交等殺人	1	1	0	1	0	1	0	58,000,000
傷害致死	31	31	0	29	2	27	2	37,351,834
傷害	96	95	1	84	11	73	11	4,946,476
殺人未遂	6	6	0	6	0	6	0	4,638,501
嘱託殺人	1	1	0	1	0	1	0	31,990,000
強盗	3	3	0	1	2	1	0	3,037,203
強盗強制性交等	9	9	0	7	2	6	1	4,504,833
強盗殺人未遂	1	1	0	1	0	1	0	10,000,000
強盗致傷	9	9	0	9	0	8	1	2,908,121
強盗未遂	1	1	0	1	0	1	0	4,000,000
準強制性交等	18	18	0	17	1	15	2	6,401,822
強制わいせつ	121	113	8	104	9	93	11	2,413,116
準強制わいせつ	9	9	0	8	1	7	1	1,042,857
強制わいせつ未遂	4	4	0	4	0	3	1	533,333
強制性交等	53	51	2	48	3	41	7	3,403,555
強制性交等致傷	24	22	2	16	6	11	5	6,671,980
強制性交等未遂	6	6	0	6	0	6	0	1,816,667
強制わいせつ致傷	14	14	0	14	0	13	1	2,098,692
集団強姦	5	5	0	3	2	3	0	11,833,333
集団強姦致傷	1	1	0	1	0	1	0	5,900,000
未成年誘拐	1	1	0	1	0	1	0	800,000
わいせつ目的誘拐	3	3	0	3	0	3	0	5,406,813
逮捕監禁	1	1	0	1	0	0	1	
逮捕監禁致傷	3	3	0	3	0	3	0	3,833,333
暴行・脅迫	2	2	0	1	1	1	0	0
恐喝未遂	1	1	0	1	0	1	0	440,000
住居侵入	2	2	0	2	0	1	1	1,054,960
危険運転致死	1	1	0	1	0	1	0	80,219,896
危険運転致傷	1	1	0	1	0	1	0	1,000,000
児童福祉法違反	1	1	0	1	0	1	0	70,000
児童ポルノ禁止法違反	1	1	0	1	0	1	0	300,000
青少年保護育成条例違反	1	1	0	1	0	1	0	5,500,000

A 事件名（罪名）	問 6						問 7					問 8		
	問 4 で「1 成果があった」と回答された方のみ。損害賠償請求により賠償に関する書面を得た場合、その方法は何でしたか。債務名義を得られなかった場合についても御回答ください。						賠償に関する書面を作成された方（問 5 について御回答された方）。回収した金額について、御回答ください。					問 7 で「1 全額」と回答された場合、回収に要した手続について、当てはまる番号全てに○を付けてください。		
	1 民事訴訟 （判決・和解・認諾）	2 損害賠償命令 （和解・認諾を含む）	3 刑事和解	4 公正証書	5 示談書・和解書のみ	6 その他	1 定められた額の全額	2 定められた額の一部のみ回収	3 回収なし	回収率平均 回収額/書面条の賠償額	1 任意の支払があった。		2 強制執行を行った。	
										A：一括	B：分割			
殺人	6	16	0	0	2	0	1	10	11	13.3%	1	0	0	
強盗殺人	0	4	0	0	0	0	0	2	2	1.2%	0	0	0	
強制的性交等殺人	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	0	0	0	
傷害致死	14	12	0	0	1	0	3	8	15	16.0%	2	0	0	
傷害	15	24	1	3	22	6	37	12	19	59.1%	32	6	0	
殺人未遂	2	3	0	0	1	0	3	1	2	52.1%	3	0	0	
嘱託殺人	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	0	0	0	
強盗	0	1	0	0	0	0	0	1	0	5.9%	0	0	0	
強盗強制的性交等	0	5	0	0	1	0	1	1	4	21.9%	1	0	0	
強盗殺人未遂	0	0	0	0	1	0	0	1	0	40.0%	0	0	0	
強盗致傷	0	5	1	0	0	2	6	2	0	79.5%	6	0	0	
強盗未遂	0	0	0	0	1	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
準強制的性交等	0	4	1	0	9	1	13	1	1	88.4%	12	1	0	
強制わいせつ	10	32	3	1	33	14	65	9	10	82.3%	57	6	0	
準強制わいせつ	1	2	0	0	4	0	5	1	1	76.8%	5	0	0	
強制わいせつ未遂	0	1	0	0	1	1	1	0	1	50.0%	1	0	0	
強制的性交等	4	10	2	1	19	5	28	5	6	76.8%	24	3	0	
強制的性交等致傷	1	7	1	0	1	1	5	2	5	44.1%	4	1	0	
強制的性交等未遂	0	2	0	0	2	2	3	0	2	60.0%	3	0	0	
強制わいせつ致傷	0	4	0	0	6	3	8	3	1	74.0%	8	0	0	
集団強姦	1	0	0	0	2	0	2	1	0	100.0%	2	0	0	
集団強姦致傷	0	0	0	0	0	1	1	0	0	100.0%	1	0	0	
未成年誘拐	0	0	0	0	1	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
わいせつ目的誘拐	0	2	0	0	1	0	3	0	0	100.0%	2	1	0	
逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	
逮捕監禁致傷	0	3	0	0	0	0	0	1	2	15.6%	0	0	0	
暴行・脅迫	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0%	0	0	0	
恐喝未遂	1	0	0	0	0	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
住居侵入	0	0	0	0	1	1	2	0	0	100.0%	2	0	0	
危険運転致死	0	0	0	0	1	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
危険運転致傷	0	1	0	0	0	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
児童福祉法違反	0	0	0	1	0	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
児童ポルノ禁止法違反	1	0	0	0	0	0	1	0	0	100.0%	1	0	0	
青少年保護育成条例違反	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0%	0	0	0	

A 事件名（罪名）	問9										
	「問7」で「2 一部のみ回収」と回答された方のみ。一部のみ回収に留まっている理由について当てはまる番号全てに○を付けてください。										
	1 債権者が一部任意の支払をした後、支払がなくなった。	2 強制執行手続を取ったが、一部しか回収できなかった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取ることができなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取ることができなかった。	5 債務者の資力がないうことが明らかで、強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く、強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 現在も分割で任意の支払が行われている。	9 債務者が未回収について任意の支払を誓約している。	10 債権者が未回収についての任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	11 その他
殺人	0	3	0	1	4	0	0	1	3	0	2
強盗殺人	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0
強制性交等殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷害致死	2	0	0	1	2	1	0	6	0	0	2
傷害	4	2	0	0	1	1	0	3	2	0	5
殺人未遂	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
嘱託殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強制性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗殺人未遂	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
強盗致傷	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
強盗未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準強制性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
強制わいせつ	2	1	0	1	2	2	0	6	0	0	0
準強制わいせつ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強制わいせつ未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強制性交等	2	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1
強制性交等致傷	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
強制性交等未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強制わいせつ致傷	1	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0
集団強姦	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
集団強姦致傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未成年誘拐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ目的誘拐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逮捕監禁致傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険運転致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険運転致傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童ポルノ禁止法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青少年保護育成条例違反	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	問10										
	「問7」で「3 なし」と回答された方のみ。全く回収できていない理由について当てはまる番号全てに○を付けてください。										
A 事件名（罪名）	1 債務者が任意の支払をしない。	2 強制執行手続を取ったが、不奏功だった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取れなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続が取れない。	5 債務者の資力が不明なことが明らかで、強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力ない可能性が高く、強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 債務者が任意の支払を誓約している。	9 債務者が任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	10 その他	
殺人	5	1	0	2	6	3	0	0	1	1	
強盗殺人	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
強制性交等殺人	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
傷害致死	8	0	0	3	8	5	0	0	1	8	
傷害	11	4	1	6	5	2	0	0	1	4	
殺人未遂	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	
嘱託殺人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
強盗	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
強盗強制性交等	4	1	0	1	2	2	0	0	2	0	
強盗殺人未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
強盗致傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
強盗未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
準強制性交等	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
強制わいせつ	10	0	1	7	6	4	0	0	4	0	
準強制わいせつ	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
強制わいせつ未遂	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
強制性交等	4	0	0	2	3	4	0	0	2	1	
強制性交等致傷	4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	
強制性交等未遂	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
強制わいせつ致傷	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
集団強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団強姦致傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
未成年誘拐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
わいせつ目的誘拐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
逮捕監禁致傷	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
恐喝未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
危険運転致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
危険運転致傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
児童福祉法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
児童ポルノ禁止法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青少年保護育成条例違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	問 1 1		問 1 2				
A 事件名 (罪名)	問 9 又は問 1 0 で「4 債権者の財産が不明だったため強制執行手続を取らなかった。」と回答された方。財産開示手続を利用しましたか。		問 1 1 で「2 利用していない」と回答された方。財産開示手続を利用しなかった理由について当てはまる番号全てに○を付けてください。				
	1 した	2 していない	1 そのような手続があることを知らなかった。	2 手続を利用して実行性がないと思った。	3 手続が煩雑である。	4 手続に時間がかかる。	5 その他
殺人	0	7	0	7	1	0	0
強盗殺人	0	0	0	0	0	0	0
強制性交等殺人	0	0	0	0	0	0	0
傷害致死	1	7	0	7	2	0	1
傷害	0	6	0	5	0	0	1
殺人未遂	0	0	0	0	0	0	0
嘱託殺人	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0
強盗強制性交等	0	2	0	0	0	0	2
強盗殺人未遂	0	0	0	0	0	0	0
強盗致傷	0	1	0	1	0	0	0
強盗未遂	0	0	0	0	0	0	0
準強制性交等	0	1	0	1	0	0	0
強制わいせつ	0	8	1	7	0	0	3
準強制わいせつ	0	0	0	0	0	0	0
強制わいせつ未遂	0	0	0	0	0	0	0
強制性交等	0	2	0	2	1	1	1
強制性交等致傷	0	1	0	1	1	1	0
強制性交等未遂	0	0	0	0	0	0	0
強制わいせつ致傷	0	1	0	1	0	0	0
集団強姦	0	0	0	0	0	0	0
集団強姦致傷	0	0	0	0	0	0	0
未成年誘拐	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ目的誘拐	0	0	0	0	0	0	0
逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	0
逮捕監禁致傷	0	1	0	1	0	1	1
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0
恐喝未遂	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0
危険運転致死	0	0	0	0	0	0	0
危険運転致傷	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉法違反	0	0	0	0	0	0	0
児童ポルノ禁止法違反	0	0	0	0	0	0	0
青少年保護育成条例違反	0	0	0	0	0	0	0